



埼玉県報

第 704 号
令和 8 年(2026 年)
3 月 24 日
火曜日

目次

規則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 令和 7 年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）の工事完了（秩父農林振興センター）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 一般国道 254 号の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川口草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道吉場安行東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 025 水整第 111 号川口幹線（1 期）送水管更新工事に伴う技術協力業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）
- 令和 8 年度第 1 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第五号から様式第七号までを次のように改める。

様式第5号（第6条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

クリーニング師免許申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ()

勤務先 ()

次のとおりクリーニング師の免許を受けたいので、申請します。

本 籍 地 (国 籍)	都 道 府 県 (国)		
住 所	(〒 ー)		
旧 姓 併 記 の 希 望 の 有 無	有 ・ 無		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名	(旧姓)		
※ 通 称			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
個 人 番 号			
試 験 合 格 日 年 月 日	年 月 日	合 格 通 知 番 号	
試 験 合 格 地	埼玉県		
業 務 を 行 お う と す る 場 所	都 道 府 県	区 市 郡	

注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。

また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

2 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第6号（第6条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

クリーニング師免許証再交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ()

勤務先 ()

次のとおりクリーニング師免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
再 交 付 理 由	破つた 汚した 失つた		
本 籍 地 (国 籍)	都 道 府 県 (国)		
住 所	(〒 ー)		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名	(旧姓)		
※ 通 称			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
個 人 番 号			

- 注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。
また、免許証に通称が併記されている場合は、※欄に記入すること。
- 2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第7号（第6条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

クリーニング師免許証訂正申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ()

勤務先 ()

次のとおり記載事項に変更を生じたので、クリーニング師免許証の訂正を申請します。

登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	婚姻 養子縁組 転籍 氏名の変更 離婚 帰化 その他 ()		
変 更 年 月 日	年 月 日		
住 所	(〒 —)		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
個 人 番 号			

変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
本 籍 地 (国 籍)	都道 府県 (国)		都道 府県 (国)	
旧 姓 併 記 の 希 望 の 有 無	/		有 ・ 無	
ふ り が な	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)		(旧姓)	
※ 通 称				

- 注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。
- 2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。
- 3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十一年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

四 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第百八十四号

令和七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
秩父市	落合第五	令和八年三月十六日から 令和八年三月三十一日まで
ときがわ町	西平六	令和八年三月十六日から 令和八年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野六	令和八年三月十六日から 令和八年三月三十一日まで
小鹿野町	伊豆沢一―一	令和八年三月十六日から 令和八年三月三十一日まで
東秩父村	奥沢二	令和八年三月十六日から 令和八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人埼玉フードパントリーネットワーク

二 代表者の氏名

草場 澄江

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市千間台西五丁目一番地一プラネせんげん台三百六号

四 当該認定の有効期間

令和八年三月二十四日から令和十三年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人飯能市スポーツ協会

二 代表者の氏名

関口 正博

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字阿須八百十二番地三

四 更新後の認定の有効期間

令和七年十二月二十五日から令和十二年十二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百八十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

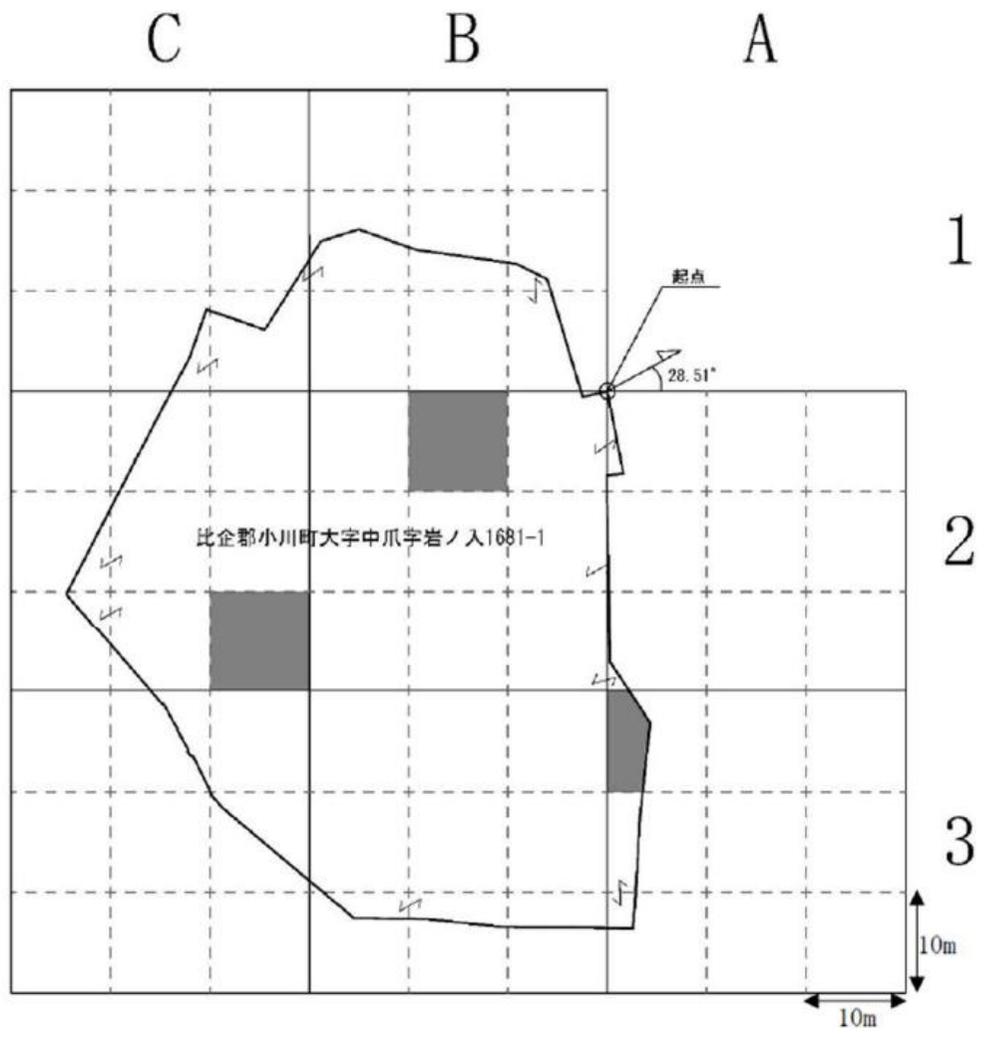
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県比企郡小川町大字中爪字岩ノ入千六百八十一番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



1
起点
起点は埼玉県比企郡小川町大字中爪
字岩ノ入 1681 番 1 の敷地内とする。

2
格子の回転角 28.51°

□ : 30m 格子 (30m×30m=900m²)

□ : 単位区画 (10m×10m=100m²)

□ : 調査対象範囲

↯ : 区画の統合

■ : 形質変更時要届出区域に指定する区画

3
※調査対象範囲は、全域が同一地番内である。

告 示

埼玉県告示第百八十八号

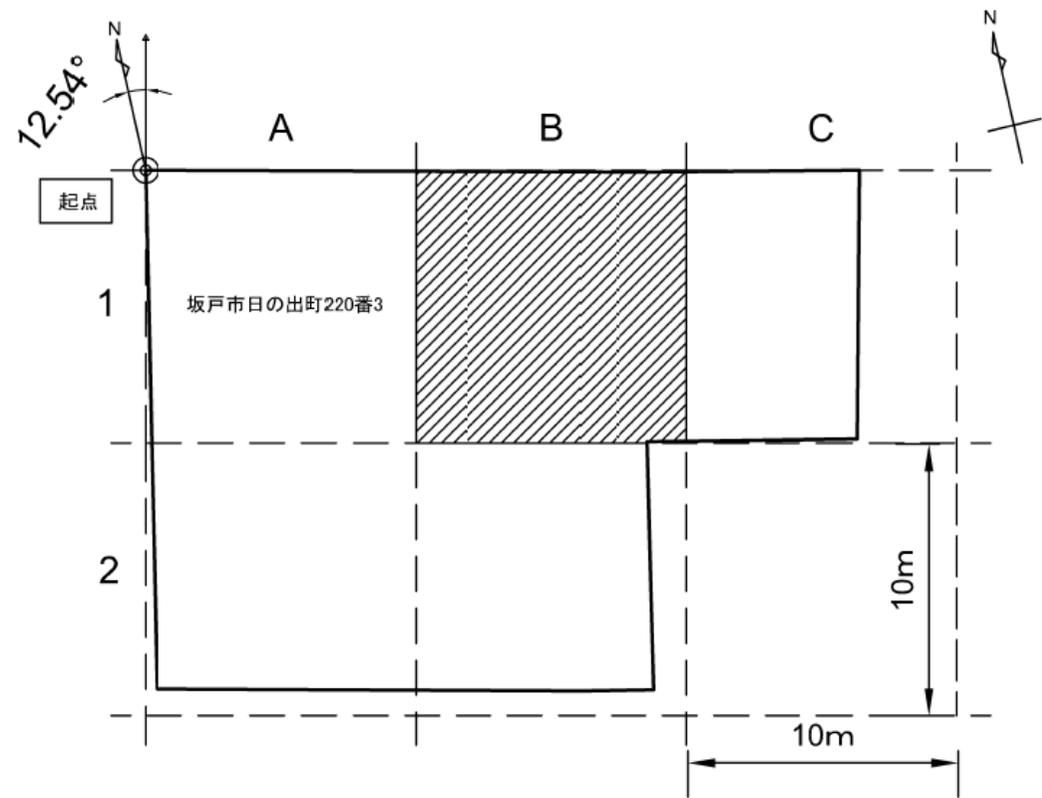
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和二年埼玉県告示第三百四十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市の出町二百二十番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた実施措置
原位置での浄化による除去

別 図



【起 点】
起点は、坂戸市日の出町220番3
の最北端とする。

【凡 例】
--- 単位区画
—— 敷地境界
 要措置区域を解除する区画

【格子の回転角度(12.54°)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第百八十九号

県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）の工事を令和七年四月二十五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第百九十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	飯能寄居線	埼玉県大里郡寄居町大字寄居五八〇番一 地先から 埼玉県大里郡寄居町大字寄居九三三番一 地先まで

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
番二五地先まで 地先から同市岸町二丁目二一 川越市岸町二丁目二一番二五	番二三地先まで 地先から同市岸町二丁目二一 川越市岸町二丁目二一番二三	区 間
二二・四四 二七・四九	二一・六八 二六・八三	敷地の幅員 (メートル)
一六・六一		延長 (メートル)
道路整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

<p>川口草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市柳島町字道通八七五番二地先から 同市谷塚上町字野発六〇四番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年三月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和八年二月二十七日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号 で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四一三・九四メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

路線名	吉場安行東京線
供用開始の区間	<p>草加市柳島町字助三郎八番二地先から 同市谷塚上町字大沼五六四番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
供用開始の期日	令和八年三月二十四日
備考	<p>平成二十一年三月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三三七・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年三月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和八年三月十六日

指令川建セ第〇七〇一三一号

二 検査済証番号

令和八年三月十八日

川建セ第〇七〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字浄光四百八十四番三、四百八十二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県新座市片山一丁目六番二十八号 マウナー〇一号室

加藤 勇也・望琴

告 示

埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 業務の名称及び概要

(1) 委託業務名

025 水整第 111 号川口幹線（I 期）送水管更新工事に伴う技術協力業務委託

(2) 業務概要

技術協力業務 一式

技術協力対象業務

ア 実施設計業務

025 水整第 105 号川口幹線（I 期）送水管更新実施設計業務委託

イ 対象工事

川口幹線（I 期）送水管更新工事（仮称）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道整備事務所

埼玉県さいたま市桜区五関 387 番地 2

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 2 月 10 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

清水・松永・日清特定建設工事共同企業体

代表構成員 清水建設株式会社 埼玉営業所

埼玉県さいたま市大宮区錦町 682 番地 2

5 随意契約に係る契約金額（税込）

30,844,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

川口幹線（I 期）送水管更新工事は、口径 1,350mm の送水管路を整備するものであり、大久保浄水場からさいたま市桜区西堀 5 丁目付近までの延長約 4.8km を非開削工法により施工することを予定している。

市街地における大口徑水道管整備となるため施工ヤードの確保が困難であり、現道上での作業を削減し工事の実現性向上を図る必要がある。

また、シールド工事実施にあたっては幹線道路や多くの地下埋設物への影響を最小限に抑える必要があり、様々なリスクを想定した上で、安全かつ確実に施工可能な工法を選定する必要がある。

これらの課題に対して発注者が最適な工事の仕様を設定できないことから、設計段階から施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的

として、技術提案・交渉方式を採用した。

川口幹線（Ⅰ期）送水管更新工事に伴う技術協力業務委託公募型プロポーザル方式実施要領に基づき、審査委員会の審査を経た結果、清水・松永・日清特定建設工事共同企業体から提出された技術提案書が最も高い評価であり、優先交渉権者に特定した。

本業務は、川口幹線（Ⅰ期）送水管更新工事の実現に向けた技術協力業務であり、優先交渉権者である清水・松永・日清特定建設工事共同企業体が業務の履行可能な唯一の者であるため、随意契約とした。

埼玉県公安委員会告示第51号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和8年3月24日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和8年4月25日（土）

イ 技能審査

令和8年5月9日（土）及び5月11日（月）から5月15日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和8年5月18日（月）から5月22日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和8年4月1日（水）から4月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、原則としてキャッシュレス決済の方法により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線242）